

眼の水晶体等価線量限度の取り入れ 等に係る技術的基準の改正に関する 答申書

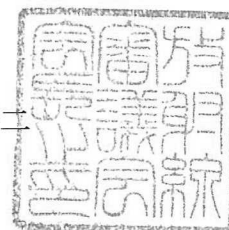
- 国家公務員法関係（人事院）
 - ・ 人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）…………… 2
- 医療法・臨床検査技師法関係（厚生労働省）
 - ・ 医療法施行規則及び関係告示の改正について（答申）…………… 3
- 薬機法関係（厚生労働省）
 - ・ 放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する基準の改正について（答申）…………… 4
- 労働安全衛生法関係（厚生労働省）
 - ・ 電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規案則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の改正について（答申）…………… 5
- 獣医療法関係（農林水産省）
 - ・ 国際放射線防護委員会の勧告（組織反応に関する声明）の取り入れ等に関する獣医療法施行規則等に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）…………… 6
- 船員法関係（国土交通省）
 - ・ 船員電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）…………… 7
- 放射性同位元素等規制法・原子炉等規制法関係（原子力規制委員会）
 - ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（答申）…………… 8



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

人事院総裁
一宮 なほみ 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る
放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

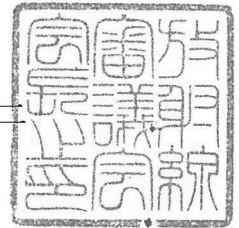
令和元年 12 月 23 日付け職職-221 をもって諮問のあった事項については、妥
当である。



原規放発第 20012412 号
令和 2 年 1 月 24 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



医療法施行規則及び関係告示の改正について（答申）

令和元年 12 月 23 日付け厚生労働省発医政 1223 第 1 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

なお、当審議会は医療法施行規則等の改正後の運用において留意すべき事項等を以下のとおり申し添える。

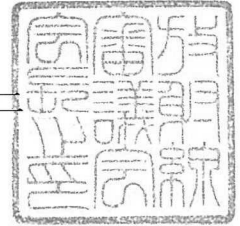
1. 医療機関の放射線業務従事者の線量管理を徹底させるため、必要な措置を講じること。
2. 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置期間中の被ばくの状態等を把握し、当審議会に報告すること。



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する
基準の改正について（答申）

令和元年 12 月 18 日付け厚生労働省発薬生 1218 第 77 号をもって諮問のあつた事項については、妥当である。



原規放発第 20012412 号
令和 2 年 1 月 24 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の改正について（答申）

令和元年 12 月 23 日付け厚生労働省発基安 1223 第 3 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

なお、当審議会は電離放射線障害防止規則等の改正後の運用において留意すべき事項等を以下のとおり申し添える。

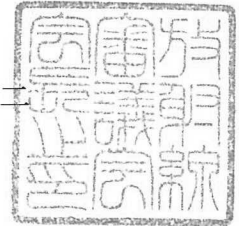
1. 医療機関の放射線業務従事者の線量管理を徹底させるため、必要な措置を講じること。
2. 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置期間中の被ばくの状態等を把握し、当審議会に報告すること。



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



国際放射線防護委員会の勧告（組織反応に関する声明）の取り入れ等に関する獣医療法施行規則等に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

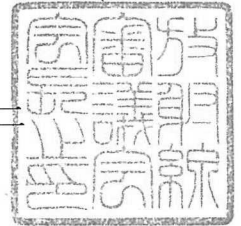
令和元年 12 月 16 日付け元消安第 3987 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

国土交通大臣
赤羽 一嘉 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



船員電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止
に関する技術的基準の改正について（答申）

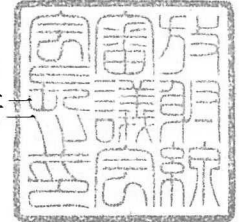
令和元年 12 月 12 日付け国海員第 277 号をもって諮問のあった事項について
は、妥当である。



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

原子力規制委員会 御中

放射線審議会会長
神谷 研一



放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼
の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（答申）

令和元年 12 月 6 日付け原規技発第 1912061 号をもって諮問のあった事項につ
いては、妥当である。